

## 令和6年度外国人技能実習 機構業務統計(一部)概要

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの外国人技能実習機構の業務の状況が公表されました。本統計の一部を掲載します。

本統計の詳細は、後記のURLをご覧ください。

### 1 技能実習計画の認定

1 技能実習区分別技能実習計画認定件数  
【図1-1】

令和6年度に認定を受けた技能

実習計画件数は 318,572 件。(令和5年度..350,026 件。以下、令和5年度の数値を( )内に記載。)であった。

技能実習区別にその構成をみると、最も多いのが第1号団体監理型技能実習で47.5% (49.4%)、機械・金属関係の職種が

8%)、次いで第2号団体監理型技能実習で47.0% (43.8%)となっている。

2 年齢別技能実習計画認定件数  
【図1-2】

技能実習生の年齢別に構成をみると、20~24歳の範囲が最も多くが14.9% (14.0%)となっている。

3 職種別技能実習計画認定件数  
【図1-3】

職種別にみると、職種全体のうち、建設関係の職種が最も多くが25.1% (23.6%)、次いで食品製造関係の職種が20.2% (19.6%)、機械・金属関係の職種が

図1-1 技能実習区分別 計画認定件数(構成比)

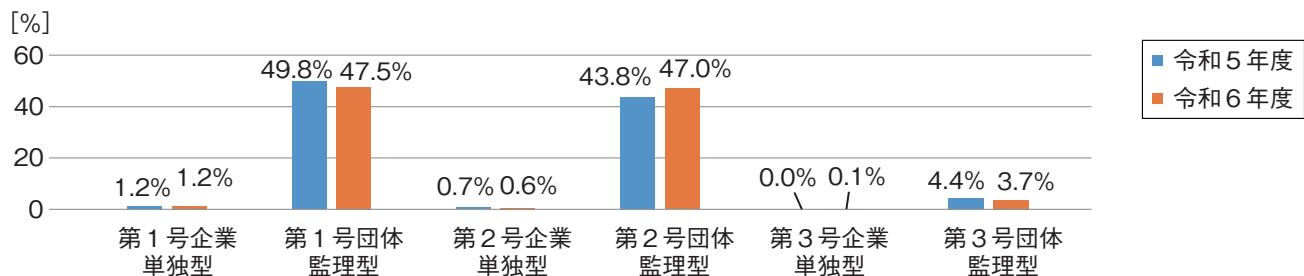
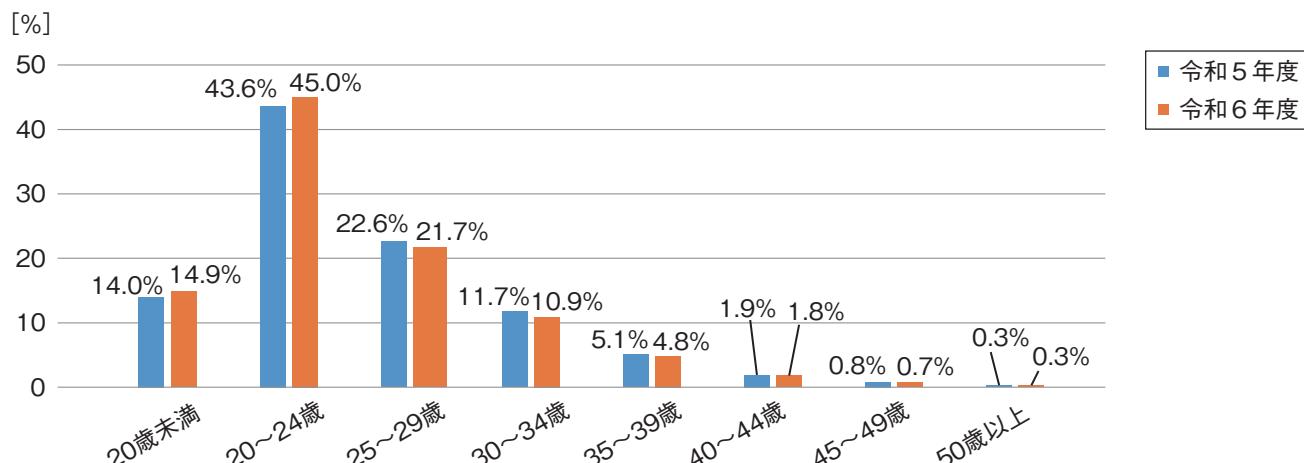


図1-2 年齢別 計画認定件数(構成比)



11.9%（13.1%）となつてゐる。

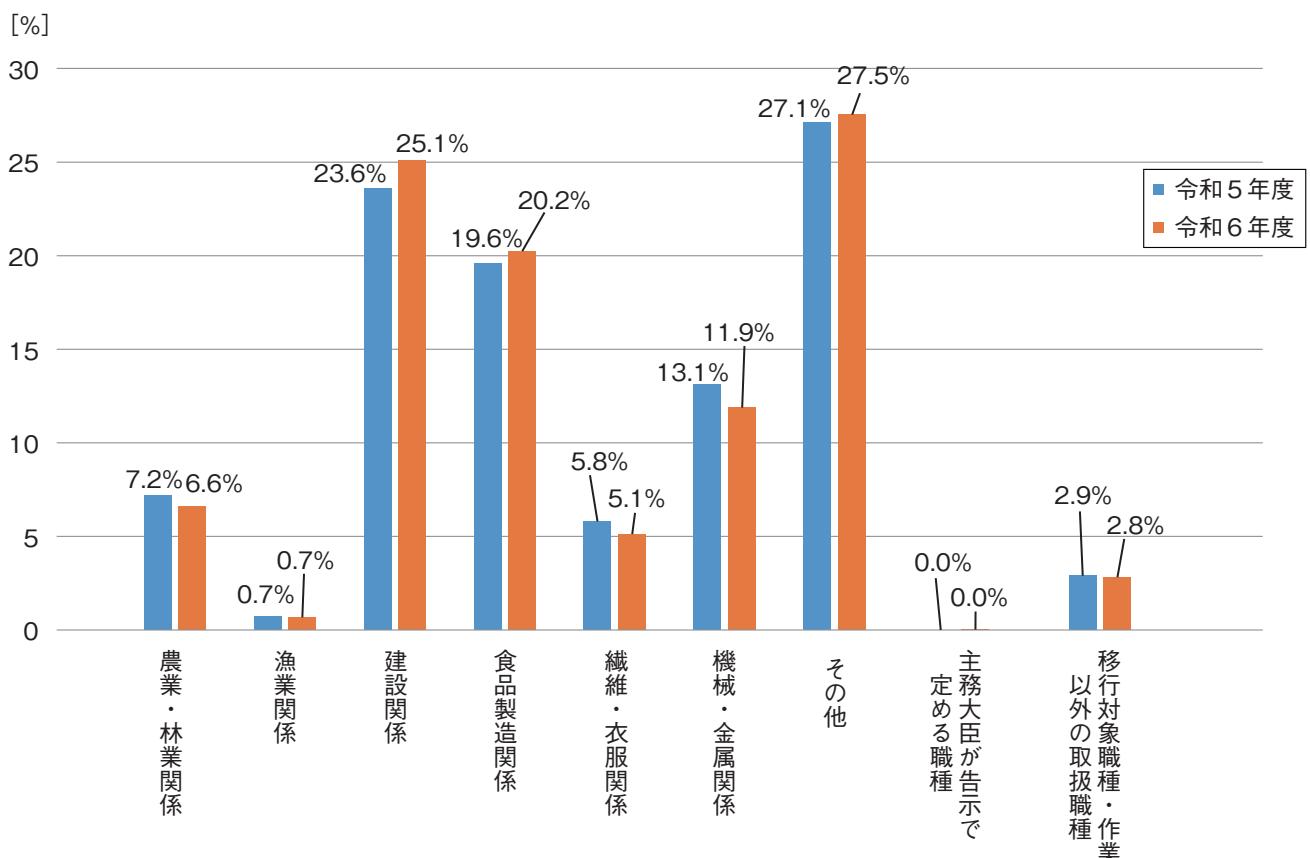
また、移行対象職種・作業以外の取扱職種による技能実習計画の認定を受けた件数の割合は、全体の2.8%（2.9%）となつてゐる。

技能実習生の国籍・地域別に構成をみると、ベトナムが129、183件（162、010件）で40.6%（46.3%）と全体の約半分を占め、次いでインドネシアの83、238件（74、879件）で26.1%（21.4%）、フィリピンの29、784件（28、627件）で9.3%（8.2%）、ミャンマーの29、199件（28、755件）で9.2%（8.2%）となつてゐる。

#### 4 国籍・地域別技能実習計画認定件数

【図1-4（次頁）】

図1-3 職種別 計画認定件数（構成比）



## 2 監理団体の許可

令和6年度に新たに許可を受けた監理団体は105件（168件）、有効期間更新許可を受けた監理団体は476件（736件）となつてゐる。なお、監理団体の総数は3,755件で、そのうち一般監理事業2,130件、特定監理事業1,625件となつてゐる（令和7年3

※1 その他の職種は、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、クリーニング、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造、鉄道車両整備、木材加工である。

※2 主務大臣が告示で定める職種は、空港グランドハンドリング、ボイラーメンテナンスである。

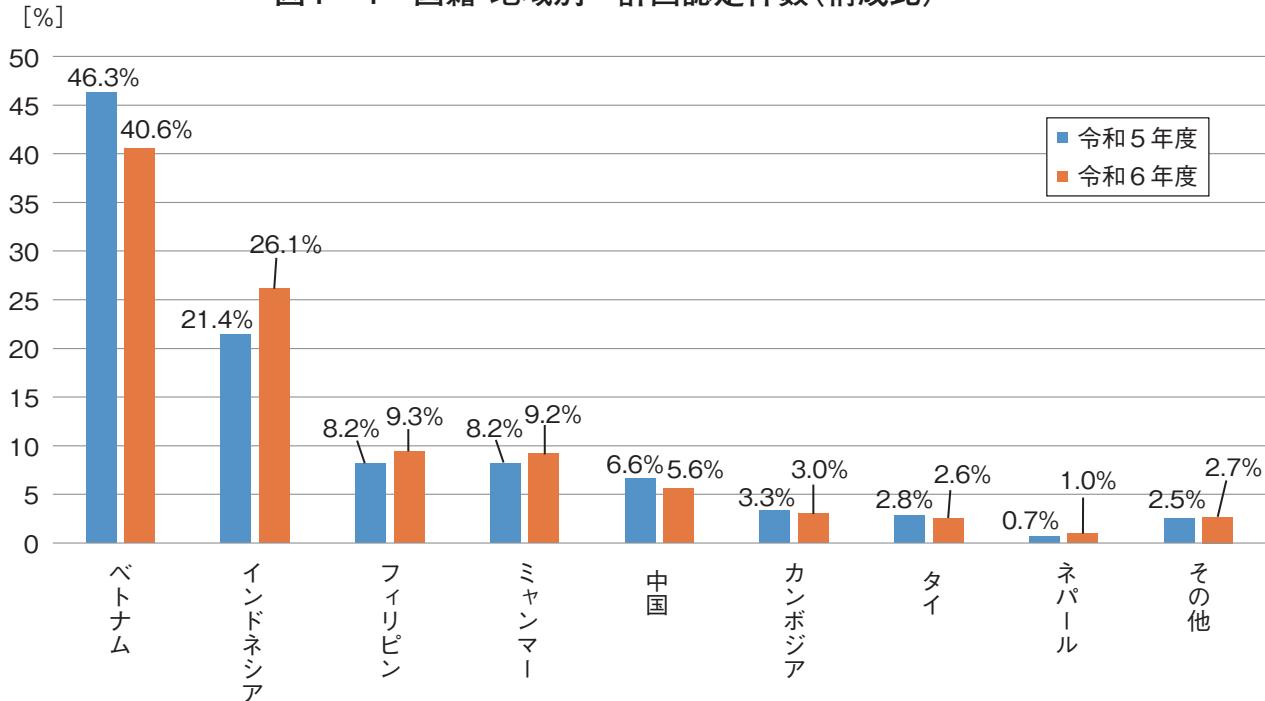
※3 移行対象職種・作業以外の取扱職種は、第2号技能実習及び第3号技能実習を実施できない職種である。



本統計の詳細はこちら（外国人技能実習機構Webサイト）をご覧ください。

<https://www.otit.go.jp/system/research/statistics/2024/index.html>

図1-4 国籍・地域別 計画認定件数(構成比)



※ 月31日現在。  
一般監理事業は第1号団体監理型技能実習から第3号団体監理型技能実習までのすべての技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業は第1号団体監理型技能実習及び第2号団体監理型技能実習の技能実習に係る監理事業を行うことができる。

### ③ 実地検査

【図2-1-1、図2-1-2】

外国人技能実習機構が、令和6年4月から令和7年3月までの間に実地検査を行った実習実施者及び監理団体の数は25,698(26,153)である。このうち、技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数は11,184(10,723)(違反割合43.5%(41.0%))であり、違反件数は18,823件

「実習実施者の監理・指導に関するもの」(1,593件(1,588件))である。「実習実施者の監理・指導に関するもの」(1,842件(1,026件))、「届出・報告に関するもの」(3,213件)、「届出・報告に関するもの」(4,306件(4,532件))、「監理団体については、「監理団体の運営・体制に関するもの」(1,842件(1,026件))、「監理団体の運営・体制に関するもの」(1,593件(1,588件))である。

(17,845件)である。主な違反の内容は、実習実施者については、「技能実習生の待遇に関するもの」(4,306件(4,532件))、

実地検査で技能実習法違反が認められたものについては、「改善に向けた指導を行うとともに、改善状況を確認している。

また、特に悪質な事案については、法務大臣、出入国在留管理官長官及び厚生労働大臣による行政処分等(実習実施者については改善命令や認定計画取消し、監理団体については改善命令や許可取消し等)の対象となる。

■外国人技能実習機構が実地検査を行った実習実施者及び監理団体の数

実習実施者	21,241 (21,616)
監理団体	4,457 ( 4,537)
計	25,698 (26,153)

■技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数

実習実施者	8,525 ( 8,371)	違反割合 40.1% (38.7%)
監理団体	2,659 ( 2,352)	違反割合 59.7% (51.8%)
計	11,184 (10,723)	違反割合 43.5% (41.0%)

■実習実施者及び監理団体において確認された違反の件数(違反条文数)

実習実施者	13,638 (13,731)
監理団体	5,185 ( 4,114)
計	18,823 (17,845)

注) 一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

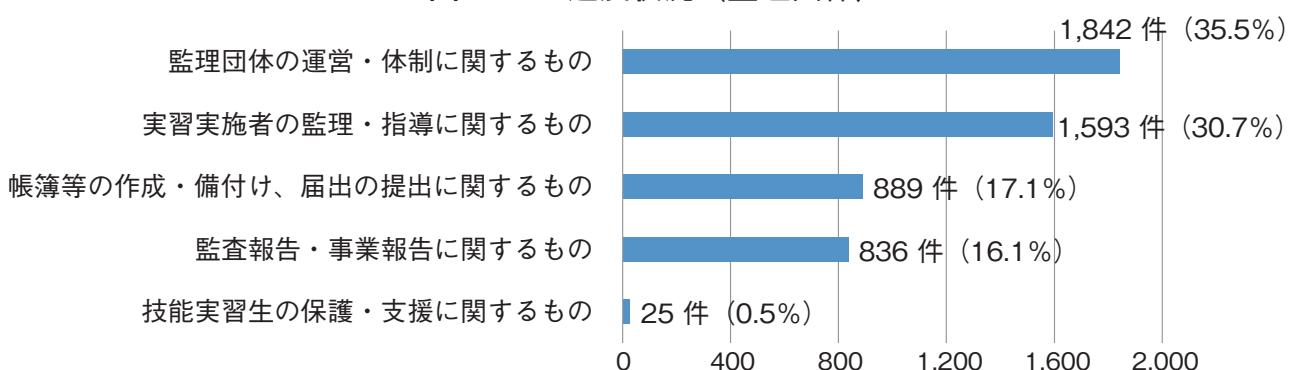
【参考：令和6年度に実施した行政処分等の状況】

- ◎実習実施者：認定計画取消し 55者 2,744件、改善命令 0者
- ◎監理団体：許可取消し 6団体、改善命令 0団体

図2-1 違反状況(実習実施者)



図2-2 違反状況(監理団体)



※ 図2-1、図2-2の( )内は、違反件数全体に占める割合である。